

新潟県公共職業訓練事業「長期高度人材育成コース」業務プロポーザルの質問回答書

令和7年11月13日更新

No	項目	質問	回答
1	訓練対象者	訓練対象者はどのような方になるのか。	【別紙】募集要領4(2)及び仕様書2のとおり。 (令和8年度向け募集要領追記 R7.11.13更新)
2	訓練対象者	中卒者は長期高度人材育成コースに応募できないのか。	中卒者であっても、18歳以上、かつ、専門学校が独自に行う個別の入学資格審査を受け、高等学校卒業に準ずる学力があると認められれば、長期高度人材育成コースの受験が認められる場合がある。 中卒者の応募に関する問合せを受けた際は、当該コースを受託する専門学校と個別に協議すること。 《参考》学校教育法施行規則 第183条(抜粋) ・・・専修学校の専門課程の入学に関し高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者は、・・・次の各号のいずれかに該当する者とする。・・・ 三 専修学校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で、18歳に達した者。
3	入校要件	大卒者が長期高度人材育成コースに応募する場合も、高等学校卒業証明書または高等学校卒業程度認定試験(旧大検)の合格証明書の写しは必要となるか。	専門学校の入学資格を有しているか確認する必要があるため、原則、左記いずれかの書類の提出が必要となる。
4	入校要件	同一地域、かつ、同一分野の受託先が複数あった場合の取扱はどのようになるのか。	【別紙】仕様書3のとおり。
5	訓練内容	訓練設定時間及び訓練期間の考え方はどのようになるか。	募集要領4(4)カのとおり。(番号変更 R7.11.13更新)
6	訓練内容	企画提案書 様式8について、訓練時間試算・行事予定の作成において、現時点では実施日が未定の行事がある。企画提案書には予定として作成し、のちに変更することは可能か。	企画提案書提案時の予定で作成し、委託することになった場合は契約時に確定した予定で再提出すること。
7	修了要件	修了要件についての決まりはあるのか。	【別紙】仕様書5のとおり
8	定着支援	「定着支援」はどのようなことをする必要はあるのか。	【別紙】仕様書1(5)のとおり
9	定着支援	「定着支援費」はどのような条件で支給されるのか。	訓練修了後3か月以内に就職した者(内定を除く。)について、定着支援を実施し、就職後6か月間(180日間)継続して雇用されていた場合に支給する。 「就職した者」とは、内定、日雇い、1週間の所定労働時間が20時間未満の雇用契約及び自営を除いた就職者とする。
10	定着支援	定着支援の対象期間及び継続雇用(180日間)の考え方はどのようになるのか。	以下のような考え方となる。
11	提案要件	どのような訓練コースであれば提案できるのか。	募集要領4(4)の条件を満たすコースとなる。なお、4(4)アにおいては、①～④のいずれかに該当するものであること。 (番号変更 R7.11.13更新)
12	提案要件	業務独占資格又は名称独占資格が存在しない場合、職業実践専門課程の認定のみでもプロポーザル参加は可能か。	募集要領4(4)の条件を満たすコースであれば参加可能。なお、4(4)アにおいては、①～④のいずれかに該当するものであること。(番号変更 R7.11.13更新)
13	提案要件	訓練内容の条件として、「訓練を設定しようとする地域のテクノスクールで実施していない職業訓練」とあるが、テクノスクールで実施している職業訓練とは、「施設内訓練の全て」を指すのか。それとも、「訓練期間が1年以上の施設内訓練のみ」を指すのか。	原則として、訓練期間に関係なく県立テクノスクールで実施している職業訓練と仕上がり像(目標資格など)が同一のものは設定はできない。

No	項目	質問	回答
14	提案要件	学科を新設して就職実績が無いが、新規申請は可能か。	募集要領4(4)エのとおり、募集対象外となる。 (番号変更 R7.11.13更新)
15	提案要件	訓練を設定しようとするコースについて、既に開設している学科(コース)だが、当該学科(コース)第1期生の卒業が来春となるため、就職実績が見込みになってしまう場合は、受託申請できるのか。	募集要領4(4)エのとおり、募集対象外となる。受託申請はできない。 (番号変更 R7.11.13更新)
16		※旧募集要領の質問のため削除	
17	就職実績	正社員就職率80%の考え方はどのようになるのか。	正社員就職率の算出方法は、(正社員就職者+中退のうち正社員就職者) / (卒業生+進学者+中退のうち正社員就職者)となる。また、介護福祉士及び保育士コースの就職率の算出においては、「正社員就職者」を「就職者」と読み替えて算出すること。
18	就職実績	介護福祉士・保育士以外のコースについては、「正社員就職率80%以上」であるが、介護福祉士・保育士コースについては、雇用形態によらず「就職率80%以上」という解釈でよいか。	貴見のとおり。
19	就職実績	募集要領4(4)エの正社員就職者数について、正社員就職と判定される要件を伺いたい。 (令和8年度向け募集要領にて番号変更)	長期高度人材育成コースとして実施したコースについては、訓練修了3か月経過時点の実績で判断する。 長期高度人材育成コースの実績が無い場合で本科生の就職実績とする場合は、期間に特段定めは無いものとする。
20	就職実績	【別紙様式2(別添)】プロポーザル参加申込書2就職実績の卒業者の内訳において、自営や個人事業主は「(正社員)就職者B」、「その他」のどちらとして分類されるか。	「その他」として分類される。
21		※旧募集要領の質問のため削除	
22		※旧募集要領の質問のため削除	
23	提案要件	別紙 仕様書<参考>厚生労働省委託訓練実施要領(抜粋)第4 訓練コースの設定(4)設定における留意事項イ①について、「前年度まで実施していた訓練コースが設定できないことにより、地域の訓練ニーズに対応できなくなる場合は、協議依頼書(別紙15)により、厚生労働省と協議の上、判断すること」とあるが、過去の実績で就職率実績80%を満たしておらず、前年度に訓練を実施していない場合でも協議対象となり企画提案に参加することは可能か。	就職率実績80%を満たしておらず、前年度に訓練を実施していない場合は、厚生労働省との協議対象にならないため、企画提案に参加はできない。
24		※旧募集要領の質問のため削除	
25		※旧募集要領の質問のため削除	
26	提案要件 R7.11.13公開	現在、学生募集を停止しており、今後、在校生が不在となる状況にあるが「ITスキル・レベル3」のコースにて、プロポーザルへの応募を検討している。 その際、一般の学生はおらず、訓練生のみでクラスで運営をすることを想定しているが、応募は可能か。	訓練生のみを集めて実施するコースを設定することは可能であり、応募も可能。 ただし、募集要領4(4)エのとおり、過去の直近又は直近2年間の就職実績の要件に該当する訓練コースであること。 また、本県では、他提案者の企画提案の採択状況を含め、定員数を設定することとなるため、少人数(2~4人程度)の定員数となる可能性があることに留意すること。
27	提案要件 R7.11.13公開	プロポーザル参加申込書の提案コース名については、「令和8年度に実施する本科生のもの」と同一の名称とする」とされているが、既存学科に1年制の学科がない場合、本科生向けの1年制学科を別途用意する必要があるか。 その際、学科新設の申請と並行して、プロポーザル参加申込を行っても問題ないか。	過去に実施していたコース(提案する年度は実施しない)を提案する場合、新たにコース名を設定して差し支えない。また、本科生向けの1年制学科を用意する必要はない。 ただし、募集要領4(4)エのとおり、過去の直近又は直近2年間の就職実績の要件に該当する訓練コースであること。 過去に1年制の学科を実施していない場合は、募集要領4(4)エのとおり、一般生及び訓練生の就職実績がないことから、募集対象外となる。
28	就職実績 R7.11.13公開	本年度(提案する年度)から1年制の学科を立ち上げた。完成年度に達していないため本科生の就職率はしていないが、本科生は就職100%の予定。要領では過年度の就職率とのことだが、申し込むことは可能か。	就職「実績」を要件としていることから、募集要領4(4)エのとおり、一般生及び訓練生の就職実績がないコースは、募集対象外となる。